

健康管理を効果的に実施するために

— 各種健診を事業所との共同実施で行うことができます —

当組合では、各種健診事業（健康診断、生活習慣病健診、人間ドック、婦人健診等）を実施しています。各種健診の実施によって得た各個人の健診データは、当組合の個人情報管理規程に則り大切に保管し、保健指導等みなさんの健康管理に活用しています。

このたび、当組合では健康管理を効果的に実施するために、希望する事業所に対して、共同実施として各種健診を実施することとしました。

共同実施する場合には、当組合と覚書を取り交わし、事業主が健診料金を負担することになります。また、事業主と共同実施する場合は、「各種健診結果の共同実施の公表について」により組合ホームページ上にてその旨公表いたします。

●健診の申込方法は変わりますか？…

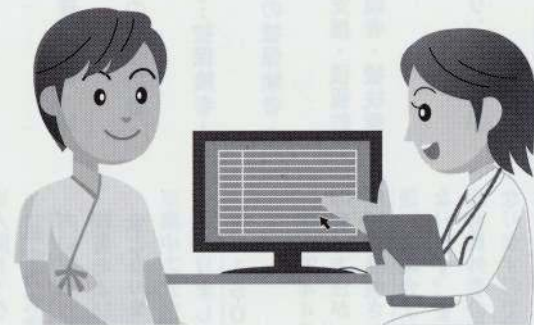
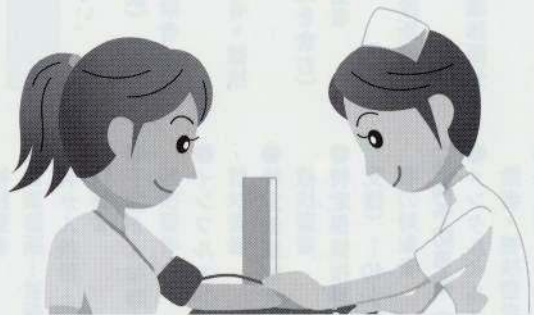
従来どおりお申込みください。

●事業主が共同実施する場合のデータの取り扱いは？……………

事業主が共同で実施している各種健診（人間ドック・生活習慣病健診等）の健診データは、事業主の依頼により、当組合が定める検査項目の範囲で情報提供します。

※当組合が定める検査項目

問診、内科診察、一般計測（身長・体重、体格指数、腹囲、視力、聴力）、血圧、心電図、尿検査、梅毒、血液型、炎症反応、リウマチ、血算・貧血、腎機能、肝機能、脂質、糖尿病、尿酸、膵機能、眼底カメラ、腹部エコー、X線（腹部、胸部、胃部）、便潜血、乳がん検診、子宮がん検診および各種腫瘍マーカー



注意

各種健診のうち、人間ドック、生活習慣病健診および婦人健診については、年度内（4月1日より翌年3月31日）にいずれか1種目のみの受検となります。なお、2種目および2回目以降の受検については、組合員外者の健診料金となります。